

平成 30 年 2 月 21 日
全 国 健 康 保 険 協 会

懲戒処分 of 公表について

全国健康保険協会は、平成 30 年 2 月 14 日付で下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

被 処 分 者	(所 属) 全国健康保険協会 支部 (職 名) スタッフ
処 分 量 定	減 給
処分年月日	平成 30 年 2 月 14 日
事案の概要	被処分者は、故意に支部の備品等を破損し、秩序及び規律を乱した。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）することとしています。なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。